

多気町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三重県 多気町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年(供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成21年4月より 法適(一部適用)
処理区域内人口密度	1,382人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	三重県中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)へ接続
処 理 区 数	11処理分区		
処 理 場 数	全て流域下水道に接続のため処理場はない。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道使用量に応じた従量料金制をとっており、10m ³ までを基本料金とし11m ³ 以上を超過料金としている。 10m ³ まで1,500円、11~30m ³ まで100円/1m ³ 、31~50m ³ まで120円/1m ³ 、51~100m ³ まで200円/1m ³ 、100m ³ 以上260円/1m ³ 参考 10m ³ 1,500円、20m ³ 2,500円、30m ³ 3,500円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料と同じ				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料と同じ				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	2,300 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,038 円
	平成27年度	2,300 円		平成26年度	3,066 円
	平成28年度	2,300 円		平成27年度	3,056 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	水道部局と下水道部局を統合した上下水道課で運営をしており、課員10名のうち下水道係は2名である。
事業運営組織	多気町は平成18年1月1日に旧多気町と旧勢和村が合併して新多気町となったが、その時点ですでに上下水道課として水道部局と下水道部局は統合され、連携しながら運営をおこなっている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	中継ポンプ保守点検、中継ポンプ清掃管理、下水道管渠清掃を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

多気町下水道事業は平成9年度から委託を含めた汚水管渠工事を開始し、平成16年4月に供用開始しました。平成24年度末には予定処理区域内の整備は概ね終了しております。

また、平成21年4月から地方公営企業法の一部適用を開始し、公営企業としてさらなる企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進に努めるべく運営を行うとともに「財政内容・状況の明確化、透明化」と「経営の効率化、健全化」を目指すとともに下水道施設を町民共通の財産として適切に維持管理し、安定したサービスの提供に努めます。

今後の人口減少や、節水型機器の普及と節水意識の向上により有収水量は減少が見込まれますが、未接続世帯への啓発をさらに強化し接続率の向上により収入を現状維持できるよう努めていかなければなりません。

あわせて一般会計からの繰入が多額であり町財政の圧迫につながることや、今後の施設更新に備えるため使用料の改定を平成29年4月に行います。施設更新については維持管理を適正に行い、長寿命化に努めるとともにストックマネジメントに基づき、計画的に行っていきます。現在中継ポンプが耐用年数を迎えつつあることから、平成32年度から随時更新を行う計画としております。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

①管渠工事については平成10年から開始し、最も年数が経過しているものでも20年を経過していないため耐用年数50年としてまだ更新する段階ではありません。

②中継ポンプ施設については耐用年数15年を迎えるものがこれから発生してくるためストックマネジメントに基づき、計画的に更新を行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

①使用料について
一般会計からの多額な繰入は、町財政を圧迫する要因なることに加えて、今後の施設更新の財源とするため平成29年4月に料金改定を行います。今後は5年をめぐりに使用料についての見直しを行っていきます。
見直しについては、接続数の増加により有収水量の減少を抑え現状維持を目指します。

②国庫補助金
施設更新にかかる長寿命化のための交付金を計上しています。

③企業債
流域下水道にかかるもの、国庫補助にかかるものに限って計上しています。

④一般会計繰入金
繰出基準内を中心に、最低限の基準外を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①維持管理については、引き続き民間業者へ委託するとともに研修などにより職員の維持管理能力の向上にも努めます。

②職員給与費については、同額を見込んでいます。

③修繕費については必要最小限に抑えます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	基準外繰入を減少させていくように5年毎に使用料の見直しを行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理について引き続き民間業者に委託します。
職員給与費に関する事項	小規模事業者であるため職員の異動はありますが、同額を見込んでいます。
動力費に関する事項	必要最低限の経費を計上します。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	施設の長寿命化に資するように適正な維持管理のもと修繕を行います。
委託費に関する事項	施設の維持管理の民間委託を進めます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	使用料の見直しとともに経営戦略も5年毎に見直し、検証していきます。
---------------------	-----------------------------------

経営比較分析表

三重県 多気町

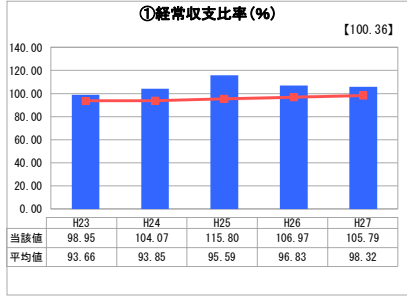
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	54.37	45.63	97.31	2,484

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,100	103.06	146.52
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,870	4.09	1,679.71

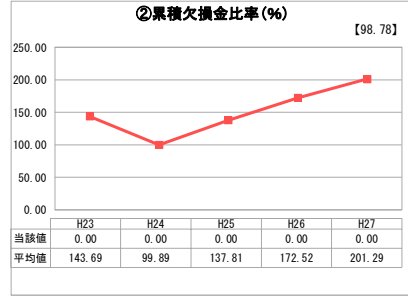
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

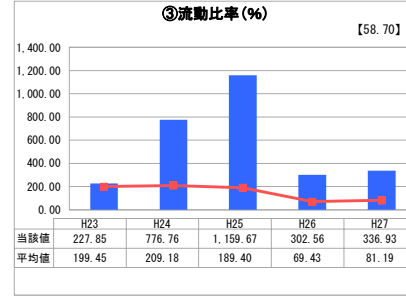
1. 経営の健全性・効率性



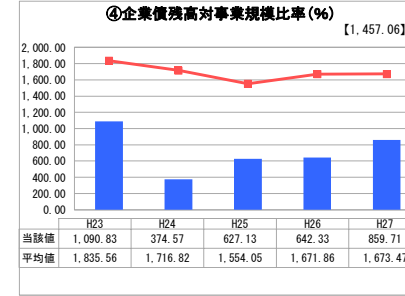
「経常損益」



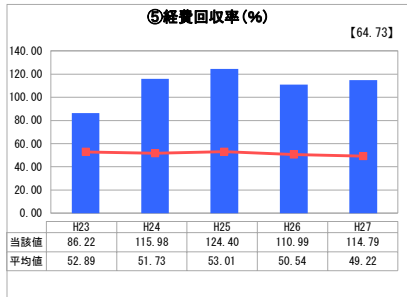
「累積欠損」



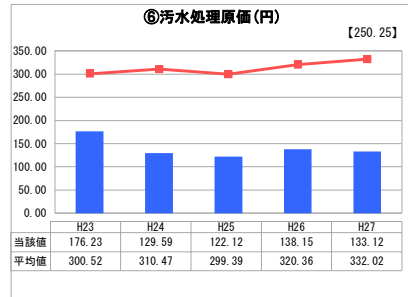
「支払能力」



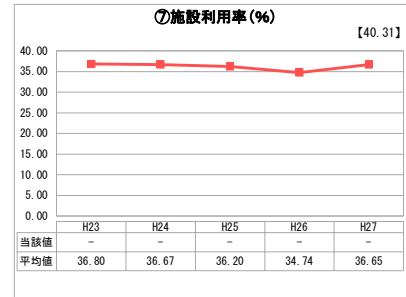
「債務残高」



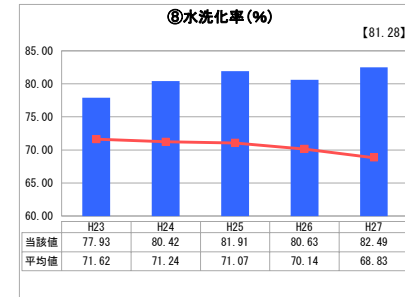
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

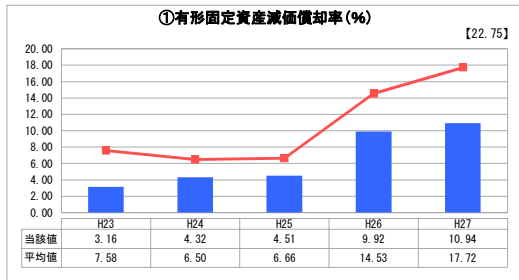


「施設の効率性」

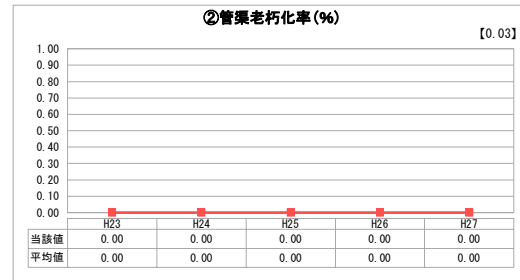


「使用料対象の捕捉」

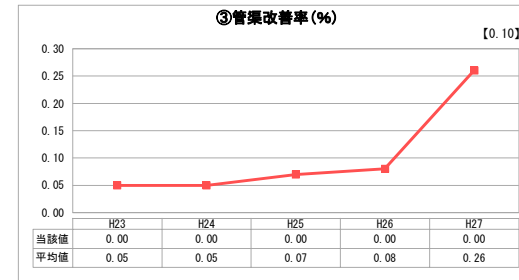
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

多気町下水道事業は、近年は黒字経営になっておりますが一般会計からの繰入金がないと赤字になります。そのため費用削減を進めるとともに、平成29年4月から料金を改定します。また事業開始にあたって初期投資が大きく企業債(借金)の残高が多く残っています。これらの財源も確保していかなくてはなりません。管渠整備が終了し、接続率も80%を超えてから伸びていないためさらに啓発を行っていきます。

2. 老朽化の状況について

管路については耐用年数に近づいているものはありませんが、マンホールポンプ等の機器類が耐用年数に近づいておりますので、平成32年から機器更新を行っていきたく考えています。

全体総括

多気町の下水道事業は、平成16年度に一部供用開始し、平成24年度に管渠整備を終了し計画地域全てで供用開始しております。現在は維持管理が中心となりますが、機器類が耐用年数を迎えていますので、これらの更新を行っていく必要があります。接続率を伸ばし、料金収入を伸ばしていかねばなりません。近年の人口減少や節水型設備の普及に伴い使用水量が減少傾向にあります。料金改定により維持管理と更新投資の財源の確保につとめます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。